

トップニュース

ベトナム税務総局が日本国税局から日本人の日本での所得税の申告情報を入手

弊社情報によると、ベトナム税務総局は、日本国税局からベトナム居住者に該当する日本人について、日本での所得に関する情報を入手しているようです。

2016年03月21日付のオフィシャルレター1172/TCT-HTQT号によると、ベトナム税務総局はハノイ税務局及び地方税務局に対し、日本での所得に関する情報とベトナムで申告した日本での所得情報を照合するよう指示しました。

照合の結果、差異があった日本人には、税務局より連絡があったようです。

ベトナム居住の皆様におかれましては、追徴課税及びペナルティーを課されないよう、日本での所得も漏れなく申告することをお勧めします。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。